

青森市野合連合会 事務局発行

事務局

第55号
55.9

資料をみて
特集
共同募金を考える

寄付あつめは、町会長の一番嫌がる仕事である。共同募金歳末助けあい日本赤十字募増強など、みだり金あつめて、それをその団体から適当な役をまわすに走りまわらなければならない。くどさも不承もよくさかされる。そこで中央募金会からの資料で考えよう。

目標額の意味とその割当

各都道府県毎に、その地域の民間社会福祉事業に必要なる寄付金の年間合計額を算定した金額が目標額である。各県の共同募金会が自主的に設定する。中央共同募金会からは割り当てのことはしない。各県の共同募金会が、その地域の住民の代表機関であるから、地域住民が自分たちの地域の福祉を高めるために目標額をきめて寄付金を出しあうのである。

目標額の決め方

～ 使途、公表 ～
各県共同募金会には、まず受配者の範囲をきめて受配申請にしようとして一年間の必要額を調査する。そして寄付金の配分計画を立てて、社会福祉協議会の意見をもとに、地域住民の寄付能力を調査し、評議員会の議決によって設定される。こうしてきめた目標額と使途計画は、募金実施にさきだつて地域住民に公表される。

計画募金であり、合理性がある。

あらかじめ使途計画を立て組織的に募集するところに合理性がある。

割り当て額の超過と不足

理論的には、目標額を少なすぎても多すぎてもならない。
少なすぎれば、福祉増進に支障をきたし多すぎれば、地域住民が過重の負担とすることになるからである。

受配者の範囲

共同募金の配分をどう行うことが出来る施設や団体は民間のものに限られる。国、地方公共団体が経営するものは、税金や他の公費で賄うべきで、財政上の責任を民間に転嫁してはならない。

寄付者の意思を尊重する

社会福祉の増進をねがう寄付者の意思が、配分計画に反映されなければならぬ。配分予定の総額には運動に必要な諸経費を加算したものが目標額となる。

● 配分金使用上の留意点 (社会福祉協議会にて) 次の点に留意し、適正な指導が行われるべきである。
(1) 共同募金の配分金は社会福祉協議会の一般会計と区別し、特別会計を設けてこれを経理すること。
(2) 取組の人員、事務費等については、(1)に連かた、それ以外の会費収入及び、国、地方公共団体の補助金等によつて賄い、共同募金の配分金に一部であるにせよ依存しないことが望ましい。

右は、共同募金の適正実施について (昭和49.9.19 社会三局より各都道府県知事宛) (新 参考)

町	伸
連	言

募金形式について

募金活動は本来、主催団体がその趣旨を説明しながら各戸とまわるか、又は街頭に立つて行う(き)であるが、町会に委託すれば人件費が少く簡単に目標を達成できるので、全国的にこのような安易な方法が行われている。従つて予算から目標金額をきつくり支出する町会もある。現在も街頭募金を主にして、割り当てた額としないところもある。(新潟市の場合)

寄付能力について

住宅地、商業地それぞれ異なると思ふが、目標額の三倍も四倍も集りに集められる寄付能力の高い地区は、最初から割り当てを多くしてもよいのではないだろうか。

寄付能力とは、経済力プラス寄付意欲のことである。

● 町会で割り当て額を越えた場合、超過分の何%かを割り戻しているところもあるようだが、ボランティアの精神によつて活動する募金に割り戻し金があるのも理解しにくいところである。金さあつまればよいという安易な方向に傾いてしまっているのではないか。

町内会自治会 (東海自治体問題) 研究所編 参照

例之は、二千万の割り当(個人割り当)に対して、

一千万寄付する特志者があつた場合、超過分八千万の半額以上がヒタインして、自分が考えている施設にまわらぬとしたら、寄付者の意思尊重の面から釈然としまいものが残る。超過返還金は、地区の福祉活動にむけられると思ふが、福祉の意味も広く茫洋としているので、各分野それぞれ機能目標からみた福祉を検討してみれば、どうかと考へる。(の範囲)